

## 中小企業採用活動支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 中小企業採用活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、高浜町補助金等交付規則(平成15年6月16日高浜町規則第6号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、就職情報サイト等の活用及びインターンシップ(学生が企業で一定期間働く就業体験とする。)を実施し、労働者の採用活動を行う町内の中小企業者に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、就職希望者と受入れ企業が接する機会を増やし、町内での若者の就職を促進することを目的とする。

### (補助金交付対象者の要件)

第3条 補助金交付の対象となる者(以下、「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業者又は個人事業主であり、高浜町内に本社を有し、町税を完納していること。
- (2) 正社員の求人を行っていること。尚、この要綱での「正社員」とは、労働契約の期間の定めがない、所定労働時間がフルタイムである且つ直接雇用である労働者と定義する。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下、「対象経費」という。)で、年度内に契約及び支払われる次の各号に掲げるものとする。

- (1) 就職・転職情報サイト(主に新規学卒者や地方就職希望者を対象に企業情報や採用情報の提供を目的として開設されたウェブサイトをいう。)での正社員求人情報の掲載料
  - (2) 県外で開催される合同企業説明会の出展料
  - (3) オンライン上での合同企業説明会(主に新規学卒者や地方就職希望者を対象にしたパソコンやタブレット端末等を通じて視聴可能なオンライン上で開催される合同企業説明会をいう。)の出展料
  - (4) インターンシップ実習生(以下、「実習生」という。)の受入れを行う際に要する次に掲げるものとする。尚、1事業者につき補助対象となる実習生は2人までとする。
    - イ 実習生への報酬
    - ロ インターンシップ期間中に実習生を町内の宿泊施設に宿泊させる際の宿泊費
- 2 他の制度による補助金、助成金等の交付を受ける場合にあつては、他の制度の対象となる経費については本事業の補助対象から除くこととする。

(補助率及び補助金額)

第5条 対象経費の3分の2以内とし、1事業者につき上限を20万円とする。

2 前条第1項第4号の対象経費については、実習生1人あたり1日につき5千円を補助上限とし、対象の日数は5日間分までとする。

3 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとするときは、事業を実施する14日前までに補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、第4条第1項第1号の対象経費については、この限りではなく、年度内に契約及び支出が終わっているものについても、対象経費と認めることがあることとする。

2 交付申請は年度中、1事業者につき1回限りとする。

3 町長は、前項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助事業者の要件に反している事実が認められたとき。

(2) 虚偽その他不正な行為によって補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他町長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第8条 町長は、第7条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了した日から10日以内に補助事業の成果を記載した実績報告書(様式第3号)、その他町長の必要とする書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 第10条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月9日から施行する。